

議会見学実施要領

令和6年2月

1 目的

開かれた議会の取組及び広報広聴機能の充実の一環として、市政（市政・政治）に関心を持っていただき、ひいては議員のなり手不足解消を目指して開催する。

2 主催

別府市議会広報広聴委員会が主催する。

3 対象

申込のあった概ね5名以上の団体で構成された団体やグループを対象とする。

4 実施日

見学実施日時は、平日は、午前9時から午後4時30分までの間とする。

ただし、議会開催中（3月、6月、9月、12月）及び議会の会議等がある日は除くものとする。

3 実施内容等

実施内容は、議場見学、委員会室見学、議員への質問等とし、見学等の時間は30分～1時間程度とする。

4 申込みから当日見学までの流れ

- (1) 見学希望者は見学希望日の1か月前までに、インターネット（LOGOフォーム）、メール、電話、FAXにて事務局あてに申込を行う。
- (2) 事務局は、申込受付後、広報広聴委員会委員長へ依頼する。
- (3) 広報広聴委員会委員長は日程を調整し、受入の可否を決定する。
- (4) 事務局は申込者への受入の可否を通知する。
- (5) 事務局にて当日受付後、広報広聴委員会委員長または委員が議場等の案内をする。

5 その他

- (1) 議会の都合により、実施の中止または延期、他のグループとの同時開催をする場合がある。
- (2) 見学の様子を撮影し、広報媒体に掲載する場合がある。
- (3) 議会傍聴の補完的役割として、議会閉会中の取組として行うものとする。